

平成18年6月12日

会議録 審査内容
◇会議録

- 1 日 時 平成18年6月12日
開会 13時30分 閉会 14時45分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議
- 3 出席委員 9名
委員長 坂本 偉 副委員長 中野敏勝
委員 豊島善江 堀川貴庸 増田武夫 永井繁樹 佐々木芳男
杉坂達男 大野和政
- 4 説明員
企画室長 佐藤昌親 忠類総合支所長 川島広美 地域振興課長 姉崎二三男
地域振興係長 半田 健
- 5 傍聴者
助川順一 勝毎記者
- 6 職務のため出席した議会事務局職員
局長 堂前芳昭 課長 横山義嗣 係長 国安弘昭
- 7 審査事件
議案第40号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
陳情第1号 「2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情
陳情第2号 「国を愛する心」を強制する「教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情
陳情第4号 「米空軍嘉手納基地のF15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書」の提出を求める陳情
陳情第5号 「自治体財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情
所管事務調査の決定について
- 8 審査結果 別 紙
- 9 審査内容 別 紙

委員長 坂本 偉

◇審査内容

(13:30 開会)

○委員長（坂本偉） ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

本日の議案につきましてはお手元に配布のとおりでございます。

それでは、これより議事に入ります。

本日の議題につきましては、先に本会議で本委員会に付託されました議案1件と陳情4件でございます。

それでは、議案審議に入りたいと思います。

1番目の議案第40号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定について、審査を行います。説明員が来ておりますので説明を求めます。

総合支所長。

○忠類総合支所長（川島広美） それでは、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の策定についてご説明申し上げます。

はじめに、この計画の元となっております過疎地域自立促進特別措置法の経緯と概要について、ご説明をさせていただきます。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成12年に10年間の時限立法として制定されていますが、この法律は元々は昭和45年に議員立法により10年間の時限立法として制定された過疎地域対策緊急措置法が始まりであり、今回が4回目の過疎立法として制定されたものであります。

この法律の目的は、人口の著しい減少に伴って地域社会の活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他地域と比較して低位にある過疎地域の自立促進を図ることにより、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正に寄与することを目的としております。

過疎地域の要件ですが、この法律の第2条で人口要件と財政力要件がございます。人口要件は、次のいずれかに該当することとなっておりますが、1点目は昭和40年から平成12年の35年間ですが、この区間の人口減少率が30%以上であること、ちなみに忠類地域につきましては47.4%となっておりますので、要件に満たしております。二つめは同じく昭和40年から平成12年の人口減少率が25%以上で、高齢者比率、これは65歳以上でございますが、24%以上であること。これにつきましても、高齢者比率が忠類地区につきましては25.2%ということで要件を満たしております。それから三つめの昭和40年から平成12年、これも同じく35年間ですが、この人口減少率が25%以上で、若齢者比率、これにつきましては15歳以上30歳未満となっております。この若齢者比率、15%以下であること。これにつきましては16.1%となっておりますので、この要件には満たしておりません。四つめでございますが、昭和50年から平成12年の人口減少率が15%以上、これは25年間ですが、これにつきましては25.3%ということで、これも要件を満たしております。

したがって、四つのうちどれか一つ要件を満たしていれば該当するわけですが、四つのうち三つ要件を満たしていると、こういうことになっております。

次に、財政力要件でございますが、平成10年度から平成12年度の3カ年平均の財政力指数が0.42以下であることとされております。これにつきましては0.111ということで、0.42以下でございます。これにつきましても要件を満たしております。

したがって、過疎地域として指定されずと国からの必要な施策が講ぜられ、特に財政

面では国の補助の加算がなされたり、地方債として過疎債が充当されます。その過疎債の元利償還に要する経費の7割が地方交付税に参入されることとなっております。その他、特例措置や税制措置も講ぜられております。

次に、合併した場合の取扱いでございますが、この法律の第33条に規定により、過疎地域市町村を含む合併があった場合は過疎対策事業が引き続き円滑に実施できるよう、合併による新市町村がこの法律の第2条の要件に該当しない場合であっても、新町の区域のうち旧過疎地域市町村の区域を過疎地域とみなすとされております。この法律の効力は平成22年3月31日までとなっておりますので、それまでの間は適用されるということになります。

したがいまして、旧忠類村において、平成16年12月に策定した後期の忠類村過疎地域自立促進市町村計画について、町村合併に伴い新たに幕別町において後期分の策定しなおすため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により、議会の議決をいただくために提案するものでございます。

なお、この計画は事前に道と協議をすることとなっており、既に同意をいただいているところでございます。

それではお手元の計画書の内容につきましてご説明をさせていただきます。

1 ページ目でございますが、この計画は後期計画の平成17年度から平成21年度までの5カ年間を定めたものでございます。

はじめに、1 基本的な事項として2 ページから5 ページにかけて記述しております。

2 ページの(1)では、過疎地域の概況として①で自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要について、3 ページの②では過疎の状況について、4 ページの③で社会経済的発展の方向等について述べております。5 ページの(2)では、人口及び産業の推移と動向について、文言と数値を掲げております。①と②は忠類地域と町全体の自然・社会人口について、③と④は忠類地域と町全体の産業の推移と動向について述べております。

6 ページからは、忠類地域と町全体の人口の推移について、昭和35年から平成12年までの国勢調査の数値を掲載しております。

なお、8 ページには、平成12年3月末と平成16年3月末の住民基本台帳の人口を載せております。

9 ページの(3)では、行財政の状況について記述しております。

10 ページの表には忠類地域の平成12年度と平成15年度の財政状況の比較について、11 ページの表では町全体も含めた主要公共施設等の整備状況について、昭和45年度末から10年毎の数値を掲載しております。

12 ページの(4)では地域の自立促進の基本方針について述べております。

13 ページからは、2 産業の振興についてであります。 (1) では現況と問題点について、(2) ではその対策について、(3) では計画について記述しております。

(1) の現況と問題点ではアで農林業の振興、イで地場産業の振興と企業の誘致対策及び起業の促進、ウで商業の振興、エで観光又はレクリエーションについて述べており、(2) の対策として、9点ほど項目を掲げており、(3) の計画では具体的な事業について旧忠類村において策定した計画で既に完了しているもの、また精査により新たに計画しているものを載せております。

以下、15ページの下段からは3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進について、4として生活環境の整備、5として高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、6として医療の確保、7として教育の振興、8地域文化の振興等、9集落の整備、10その他地域の自立促進に関し必要な事項について記述しております。2の産業振興と同様に現況と問題点を記述しており、その対策として具体的な事業についても精査し、それぞれ掲載しております。

以上、雑ばくな説明となりましたが、終わらせていただきます。よろしくご審議のほどを申し上げます。

○委員長（坂本偉） それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございませんか。

増田委員。

○委員（増田武夫） 今の説明にありましたけれども、22年の3月までの時限立法ということで、10年毎に延ばしていただくような働きかけをその都度やってきました。旧幕別町さんは過疎地域になっていなかったわけですけれども、そうした点ではこの過疎法が忠類村にとっては非常に大きな役割を果たしてきたんだというふうに思います。そうした点では、この計画そのものにはちょっと関係しないわけですけれども、町づくりという点では引き続きこの過疎法がまた延長なり新しい法律で対策をとるなりしていくような働きかけをしていかなければならないというふうに思いますけれども、そうした点でこうした過疎計画が忠類の地域のようなところには引き続き必要だと思いますけれども、町長さんはどのようにお考えになってこれから進めていかれようとしているのかが一つ。

それからもう一つ、従来忠類村で行っていた時にもそうだったんですけれども、新たにどうしても必要な事業が持ち上がってきた場合には、従来のように過疎計画をその都度見直していくという形でしっかりと対応していくことができるかどうか、その点がもう1点であります。

それからもう1点は内容の点で、内容はその都度見直していくという点で一つひとつ検討する必要はないのかもしれませんが、例えば15ページの道路整備の点で「国道、道道については全路線が舗装化を完了しており、今後は歩道の整備や維持補修のみである」と、こう断定しているんですが、現在忠類地域の幌内、明和の地域では道道の改良舗装を今進めている最中で、これもなるべく早く進めてほしいという働きかけも今やっているところなんです、それとの関連で、これは関係ないんだと、単に必要な計画、これはどうしても過疎法上では必要な計画であって、やっておかなければならないもので、あまり関係ないんですよと言えればそれまでなんです、そうした点に影響がないかといいますか、支障がないかという、その3点ですけれども。

○委員長（坂本偉） 遠藤助役。

○助役（遠藤清一） 今の増田委員から3点についてお話がございました。

まず、時限立法でございまして、先ほど説明させていただきましたように、22年の3月までということになってございました。道内もとより全国には過疎町村が沢山ございます。

そういう中では毎年のように大会等を開催いたしまして、今までもございましたけれども、大体2、3年前になりますと言うと次の運動を展開するというのが、今までの実態でございました。それと、見直し案ですね、これも国の考え、それから過疎町村として指定

されている町村の若干のずれ、考え方のずれがございまして、そういうものの調整等々です。毎年のように大会を開きながら国に過疎町村の思いを続けているわけですが、これらにつきましても、おそらく21年度を控えてそういう運動をさらに展開をしていかなければならないものだというふうに考えております。

それから、新たな事業が必要になった場合どうするかというようなお話でございましたけれども、これも旧忠類村でも行っておりましたけれども、必要の都度ローリングを行いまして、議決をいただいていると、計画の変更をしているということでございますから、今後とも同じ考えで進めるべきだなというふうに思っております。

それから、表現のことで今お話ございました道道生花・大樹線の関係でありますけれども、町長にも行政活動を行っていただいておりますけれども、今年用地の買収、近々行う予定でありまして、その後9月くらいには実際に工事の発注というようなことで進んでおりまして、これがきっかけとなりまして、おそらく道路の分につきましては今年改良をやりまして、全線終わりましたら次年度で舗装ということになると思います。それに引き続きまして、橋りょうの整備ということになっておりますから、平成21年くらいには北18線道路までは供用開始ができるだろうというふうに考えております。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 別にこの文書上のあれでは差し支えないと、そういうことですね。わかりました。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑はございませんか。

杉坂委員。

○委員（杉坂達男） この計画そのものはずっと今増田委員が発言しましたとおり、忠類地域としてはずっと長く完全実施に向けて進めてきましたことなんです。今回の合併によっては我々はこの地域が本町の玄関口であり、もう一つやはり最重要課題となっていくのは、その南玄関であると同時に観光と農業という部分で非常に位置付けが、本地域としてははっきりしているというふうに具体的な検討がされてきていると思います。

この計画を完全にローリングしながら具現化していくと同時に、本町自体の地域振興プラスアルファでそれらが達成できるということかと思っておりますから、この段階でそのことについても応分の考え方をこの計画の中に網羅すべきものが必要かなというふうに感じます。以上です。

○委員長（坂本偉） 答弁は。

○委員（杉坂達男） ありません。

○委員長（坂本偉） ほかに質疑ございますか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、直ちに討論を省略して採決に入りたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○委員長（坂本偉） それでは討論を省略して、採決をいたします。

本案は原案を可とすることにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坂本偉） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。
それでは暫時休憩いたします。

(13:47休憩)

(13:48再開)

○委員長(坂本偉) それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に2番目の付託されました陳情の審査に入ります。

最初に陳情第1号「2007年度政府予算編成における義務教育費国庫負担制度の堅持と、負担率1/2復元を求める意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情につきまして、各委員のご意見を伺いたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

増田武夫委員。

○委員(増田武夫) この義務教育の国庫負担制度の堅持については、旧忠類村でも毎年のように意見書を上げさせていただいてきたことで、ここに陳情されております内容については、そのとおりでというふうに思います。したがって、採択すべきだというふうに思います。

○委員長(坂本偉) ほかに質疑ありますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(坂本偉) それではご意見がないようでありますので、質疑をこれで終わらせていただきます。

次に討論を行いたいと思います。討論ございますか。

(「なし」の声あり)

○委員長(坂本偉) それでは討論がございませんので、直ちに採決をいたします。

本陳情については採択することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(坂本偉) 異議がないものと認めます。

したがって、本案は採決とすることに決定いたします。

次に、陳情第2号「国を愛する心」を「強制する教育基本法の改正に反対する意見書」の提出を求める陳情を議題といたします。

ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

永井委員。

○委員(永井繁樹) ここの陳情事項の1番に関わりまして、表現がですね、国家主義的改正という表現を使っております。それで、陳情の趣旨を読ませていただいているんですが、今の政府の動向も見て、この国家主義的改正という言葉がこの陳情の内容からいって、今の政治そのものの動向も含めてですよ、私はこの言葉が適切かどうかということにちょっと疑問を持っているんです。ですから、その辺の表現の問題もちょっとあるものですから、中身に入る前にそれはちょっと申しあげておいた方がいいかなと思ひまして、申しあげます。

○委員長(坂本偉) ほかにご意見ございませんか。

増田委員。

○委員(増田武夫) 今国会でも問題になっていることで、緊急を要する問題というふう

に思います。私は色んなこの問題が出てからの教育基本法も読ませていただきました。そうした中で、教育基本法も11条、非常に短いもので、すべての人がこういう教育基本法などをもう一度読み返してみる必要があるのではないかと思いますけれども、その11条の短い教育基本法がどこが悪いから変えるというような、そういうものとしては法案として出される、そういう理由付けがなされていないというふうに思います。そうした点からして、今の教育基本法を変える必要性を僕は感じていないところであります。そうした点から言って、表現、国家主義的改正は行わないという表現の当否は別にしまして、今出されておりますような国を愛する心を基本法の中に入れて、それを法律の名で教育現場に求めていくということは、非常に大きな問題だというふうに思います。

そうした点から言って、基本的にはこの陳情に賛成したいというふうに思います。そして、改正を行わないようにという趣旨には賛成したいというふうに思います。

その意味から言っても、陳情の2項、これは少し上の内容から言っても議論そのものを上の内容では否定しているのではないかというふうにも思いますので、2番は必要ないのではないかとも思うんですが、これがあるから反対だということにはならない、これがあっても基本的には賛成なんですけれども、そうした色んな諸般の事情から、この陳情の趣旨には賛成したいなというふうに思います。

○委員長（坂本偉） ほかにご意見。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 私もこの願意については当然だなという気持ちがございます。なぜならということになります。これは先ほどからお話のあった問題点が色々浮き彫りにされていると。特に教育基本法というのは、教育の憲法的な意味合いを持った非常に重要なものであると。先ほど、国家主義的改正という言葉が出て、問題があるのではないかというご意見がございました。私も若干強すぎるかなと言う感じはいたしますけれども、国を愛するという表現の中からすると、国を愛するためには今までの例を見ていると国家主義的傾向に向いていくという、その可能性を含めた文言でないのかなという感じがいたします。若干、この点にきつところはあるように感じますけれども、この趣旨については賛同したいなと、こんなふうに思います。

それから、2点目のところですけれども、これについては、私は特に私たちのその場で色んな学習をしてきているんですけれども、まだまだわからない部面があると。したがって、一般の住民の方々は特にわからない部面があると。いうことからするとですね、やはり結果を急ぐのではなくて、多くの国民の意見を聞きながら、じっくりと論議していく必要があるのではないか。最後のところに性急な結論を出さないというふうに書いてありますけれども、この願意は僕は大事にしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（坂本偉） 堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 今回の陳情第2号の「国を愛する心」というものを自分なりの解釈で考えた時に、国を愛するというのは、国や国家というものをどうとるか。この文章に書いてあるように、統治機構（政府や軍隊）とは決してないというふうに思っています。これは憲法学的にやはり申しあげれば、国、国家というのは国民であったり住民、お互いの立場だというふうに思っています。また、愛するというのはこれは一方的なものではなく

て、お互いに大事にする、思いやる、配慮をするという意味なんだろうなというふうに私は認識しています。そういうふうに解釈をしながら、また討論に入っていきたいと思うんですけれども、ちょっとこの文章と私の考え方がそぐわないような感じはしています。

以上です。

○委員長（坂本偉） ほかにご意見。豊島委員。

○委員（豊島善江） 今国会で審議されていまして、それを私もテレビで見ているんですが、先日国を愛するというところで、現実「国を愛する」ということが評価項目になっているというね、通知せんにそういう項目があって、評価をしているというのが出ていたんですね。それが非常に国を愛することをどう評価するのかということで現場の先生が大変苦勞をされていて、結局評価できないということで、質問をしていたんですが、その中で小泉首相は、国を愛するということを評価することはできないというね、そういう答弁をしていたんですね。私もこの国を愛する心というのは色々な解釈がとれると思うんですが、ただ愛というものは、上から愛しなさいとかっていうふうに決められたり、押し付けられたり、強制されるものでは決していないなということは、自分では強く思うんですよね。人を愛するにしても、郷土を愛するにしても、何を愛するにしても、それはやはり自ら湧き出てくるものではないかなというふうに思っています。

だから、今回の教育基本法の改定の中で、特に国を愛するということが問題になっていますけれども、私はそういう教育基本法の中にこういうものを入れるのではなく、愛されるような国をきちんと作っていくということが私は大事なことなんだなというふうに思っています。

それと、もう一つなんです、教育基本法ができた背景というのは、やはり日本が過去に行った戦争の反省から私は出ていると思うんです。私自身もすごく強く感じるのは、私の父親が教員をしていたもので、実際にその戦争の時代に教え子を戦争に送ってしまったという、そういう経験を話したことがあったんですけれども、その時に戦後二度と自分の手で未来に育つ子ども達をそういう戦争に送ってはならないという、そういう思いがものすごく強かったということを聞いたんですよね。これが、やはりきちんと法律にされたのが、私は教育基本法だと思うんですね。だからそういう点では、そういうさっき国家主義的改正というのがありましたけれども、国のための人間ではなくて、きちんと人格を育てるということを目的にした今の教育基本法は、私は変える必要はないんじゃないかなというふうに思っています。

○委員長（坂本偉） ほかにご意見ありますか。永井委員。

○委員（永井繁樹） ただですね、現況ですね。これは政治の話になりますけれども、与党と野党の流れというのはかなり違ってきますから、現況の中ではこの国を愛する心という表現については、郷土と国を愛する心にしたらどうか、郷土と国を大切にすることを表している表現に今少しずつ検討が変わっていったという状況、確かにあるんですよね。

ところが、この陳情の趣旨というのは、そういった流れとは反対の方向から挙がっている意見ですから、当然こういう表現になるとは思うんですけれども。果たしてこの表現が今の現況すべてを適切に物語っているかということ、私はそうではないと思う。やはり出している立場からの偏り思考がありますから。本来の正確な状況には少し文章そのもの

も足りないですし、表現そのものが偏っていると。私たちが議会でこれを審議する以上は、ある程度色んな状況、兼ね合いを見ながら、中立という言葉が正確かどうかかわからないですけれども、適切に状況を判断した上で考えなければならないと、いうところからいうと、この陳情趣旨そのものについては多少の偏りがあると私はそう思います。

○委員長（坂本偉） 杉坂委員。

○委員（杉坂達男） この趣旨について述べているわけなんですけれども、ここに性急な結論を出さないというふうなことも言うております。私は、この基本法ができる前の国民の議論の時間を沢山かけること、これがそもそも教育の法律を根本から考えてみるというか、いわゆる我が国のことを考えてみるということの大勢を占めていることだと思うんです。ですから、ここにあるとおり長い時間をかけて、国民がどういうふうに考えていくかということ、むしろ推進する立場で議会は判断すべきかなというふうに思います。これが一方的なことになるかならないかは、その時間のかけ方によって変わります。そういう可能性の持っている内容でありますから、このところは慎重に受け止めるべきであり、結論としては性急な結論を出すべきではないと。沢山の時間をかけて結論を出すべき、このように思います。

○委員長（坂本偉） ほかにご意見ございませんか。

いま各委員の方々から色々意見をいただいたわけでございます。そういう中で、いま国会なり、また一般国民、住民がこの教育基本法に基づく国を愛する心というのか、これについて賛否両論あるかと思えます。本委員会につきましても、慎重に審議するためにも、委員長の考えですけれども、継続ということでもさらに深めていきたいと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本偉） それでは継続ということで審査させていただきます。

つづきまして、審議の途中ではありますが休憩に入りたいと思えます。2時15分まで休憩いたします。

（14：05 休憩）

（14：15 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、陳情第4号「米空軍嘉手納基地F15戦闘機訓練の一部を航空自衛隊千歳基地に移転・分散することに反対する意見書」の提出を求める陳情、を議題といたします。

本議案に各委員の方々のご意見をいただきたいと思えます。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） この沖縄からの移管について、実は昨日おとついの晩ですか、テレビでNHKで2晩4時間くらいかけて、この問題色々取り上げていました。あの中で沖縄の80歳のおばあさんでしたか、切々と訴えていた当時の苦しみ等聞きましたし、それから沖縄の方々の色々な意見も生で聞かせてもらったんですけれども、本当に厳しい時代に今も生きているんだという実感を受けたんですけれども、そのことについて沖縄からできるだけ航空基地等を含めて移転するということについてはわからないわけではないんですけれども、これが米国の戦略と言いますか、戦略と言ったらおかしいですかね、考え方によって本州の方に移管するということについて、これまた非常に厳しい問題があるな

と。

ここに出されてきているように、千歳基地にそれを移転するという事なんですが、千歳では調査に行っているんですね、騒音等の。受け入れることについて。その結果、受け入れるという体制になったようですけれども、これは政治的判断であって、一般住民がどうだったかということが表に全然出てきていないと、いうことを含めて考えると、やはりこれは待ったをかける、北海道の人間として待ったをかける必要があるだろうなというふうに、私は考えて、この願意にぜひ沿っていきたいなというふうに思います。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 実は忠類の議会では12月の定例会で在日米軍再編の中間報告の撤回を求める意見書というのを全会一致でいたしました。その時のそのあれも、確かに沖縄の基地の苦しみというのは非常に大きいわけなんです、今度の再編計画というのがそういう基地の苦しみから解放するというのではなくて、全国にそれを分散させて、その苦しみを抱える所を拡大していくだけではないかという、そういう意味もあったと思うんですよね。そして、この陳情にもあるように千歳もあそこに戦後30年米軍が駐留していたことがあったようなんです。その時のその苦しみが非常に大変なものだったということで、そこに住んでいる人たちが色々語っているのも聞いたことがあるんですが、それと同時に我々にとっても新千歳空港というのは我々しょっちゅう利用しているわけなんですけれども、その安全というか、そういう点に関して、F15の戦闘機の訓練が来ることが非常に大きな問題を残すのではないかというふうに思うんですよね。だから、そうした点では千歳だけの問題ではなくて、北海道に住む人間みんなの問題ではないかなというふうに思うんですよね。

日米の共同訓練も今までもずっと行われていたんですが、その都度千歳市は関係機関に、民間航空機が定時に飛び立てるように、また安全性の確保に留意してくれという要請をしているんですよね。その上に今回F15戦闘機のここにも書かれているような状況になるということは、そういう民間航空機の安全性にも非常に大きな問題が生じるんでないかというふうに思うんですよね。だからそうした点から言えば、この陳情はやはり採択して当然でないかなというふうに思うんですよね。

それからもう一つは、日本に国はこれだけ財政的にも非常に苦しい状況になって、地方自治体もこれから地方交付税なんかもどんな状況になっていくかというのがわからないような状況の中で、このF15戦闘機の移転に伴う米軍の再編に多額の税金を使おうとしている、はっきりしているものだけでもグアムに移転で9,000何百億の70%以上でしたか、それから新しい基地を作るのに1兆円以上だとか、総額3兆円とかって言われていて、それはちゃんと積み上げられたものでないからわからないと政府は言っているんですが、しかし実際アメリカ側からそうやって示されているという、そういう色んな状況を考えますと、やはりこの陳情は採択すべきでないかなというふうに思います。

○委員長（坂本偉） 豊島委員。

○委員（豊島善江） 私もこの陳情が出されてから千歳市のことってほとんどわからなかったんですよね。それで色々本とか読んでみましたら、千歳というのは市街化区域の1.6倍の基地があるんだそうです。それで、その今増田さんが言われたように、アメリカ軍が一時来ていたということで非常に苦勞をしていて、基地の町から産業の町へ変えようとい

うことで随分みんなで頑張って町づくりをしてきたということが書かれてあるんですね。

今回こういうF15の訓練の移転ということで、一番千歳の住民の人たちが心配されているのが、やはり沖縄で頻繁に起きている被害なんですよ。米軍による様々な問題が起きていますよね。例えば、普天間では確か高校生がレイプされた問題だとか、それから沖縄大学に飛行機が落ちたことだとか、そういう事故は数え切れないほど起きていまして、そういうことに対する不安と、それからもう一つが騒音被害だというふうに言われているんですよ。今でも千歳では自衛隊とアメリカとの合同訓練なんかも行われていて、自衛隊の訓練よりもアメリカ軍と一緒にやる合同訓練の方がずっと大きい音でやられているということも現地の人たちは言っているそうです。この間、住民の間からこれ以上の騒音被害は許せないということで反対の運動が大きく起きているんですけれども、その代表になっているのが千歳の自民党の元の市議会議長さん、この方がそういう反対の代表になって運動しているそうです。先日新聞を見ましたら反対の集会が行われて1,600人くらい人が参加して、署名が1万筆をはるかに超えたというような報告も新聞の報道で見ましたけれども、色々議会の動きだとか、市長の立場だとか、高橋知事の受け入れなければならないかなというような表明というのもあるって、非常に地元は揺れているけれども、そこに住んでいる人たちはやはりそれ以上の負担と言うんですか、これはよしてくれというのが大きな声だということが、私もそういう様々なものを読んでちょっと理解できたかなというところで、この陳情はそういう点でも通すべきではないかなと思っています。

○委員長（坂本偉） 永井委員。

○委員（永井繁樹） この陳情書の趣旨を読ませていただくと、この一部移転については沖縄の痛み分け、痛みを分かち合うことではないと。そしたら何かというと、これは終わりから4行か5行目の最終的には日米軍基地には米国へ移転、撤収するという当たり前のことだと。ここだと思いませんか。ここの願意は。そうしますと、今意見で言われたように一つの北海道という大きな地域で考えれば当然住民の立場もございますから色々な意見が出されますけれども、その行政レベルというか住民を代表している行政レベルでは、千歳市というのは市政としては容認姿勢に向かっていると。ただこれは議会を通してもう少し時間がかかりますよということになっていますね。それに隣接して一部入っています苦小牧さんについては、首長はちょっと事情があって今度変わられるということで、首長が変わった後の議会における審議の中で決定されていくだろうという方向性ですね。道に至ってはですね、この道自体がこれは副知事であると思えますけれども、ある程度受け入れを容認している。こういう実態がございます。

私たちがやはり考えなければならないのは、そのある一定の住民サイドからだけでこれを考えた場合にはこれは当然先ほど言われたような意見の方に向いていくと思うんですが、日本のどの地域をとっても、これはすべて行政とかんでいることですから、それと後は米国との関係が歴史的背景の中にありますので、どちらかのサイドからだけで考えてしまえば当然意見ははっきりしますけれども、日本の流れの中で今我々が抱えている自治体レベルの話からもっていったとしても、現況、地元においての方向性というのをきちんと見守りながら判断していかないと。これが例えば幕別町の直結する問題かどうかという問題を考えた時に、幕別町でなくて当地そのものが自治レベルで容認をしようという状況に

なっている時に、幕別町がこれが出てきたからそうではないよと、そんなことだめですよ、反対しなさいよと、いうことの表現が果たして適切なのかどうか。私はそのところは今疑問に感じております。この陳情書を見た時に。そういうレベルで本当にいいんですかということなんですけれども。ですから、色んなご意見があると思うんですけれども、そのあたりも各委員さんにおいてはちょっと考えていただいて、本来こういったものが地方議会、特に幕別町のような地理的な状況の中でこういうものを審査していく中でですね、果たして適切な審査が今の状況の中でできるかできないかということが、ちょっと疑問に思います。

○委員長（坂本偉） ほかにご意見ありますか。杉坂委員。

○委員（杉坂達男） 今永井委員からも発言ありましたが、その今までの部分的な類のものではない、いわゆる国家的な大きな改革というか、基地改革というかそういうことにつながっていくわけだし、また日本とアメリカの関係を紐解けば、それは歴史的な流れもあるし、様々なことが今までにないものがここにかんできていると思うわけですね。

今まではこれほど地方に判断を委ねるといふようなことがあったとしても、それはこういう趣旨のものではなかったと思うんですよ。ですから、色んな意見を出してきました、我々も。しかし、これは言ってみれば、かつてない判断をしなければならないということと同時に、また色んな地域の自治体間でも色んな連携もあります。例えば我々もやってきましたように、十勝でも社会の関係もあります。こういうことも我々ずっと経験をしてきていることですから。

したがって、これらを総合して考える時には、一朝一夕にここでその当議会議が判断をすべきということの一つには、そういった大きな流れの中の判断ということにもなるわけですから、ここの辺をですね、慎重に考えなければいかんと思います。先も申しあげましたように、部分的なものではなくなってきたことだけをもう少し深く考えなければならぬのではないかと。仮にこの陳情からさらに上回るようなものも必要かもしれません。そういうことを含めて、そういうことも含めて今私はここの段階で判断をしかねるとというのが私の意見であります。

○委員長（坂本偉） 中野委員。

○委員（中野敏勝） 様々な意見が出ているようなんですが、やはり反対するには反対の理由、これは理解できますけれども、特に国全体の考え、そういうものからいうと、日米安全保障というか、そういう部分からきて、様々な論議がされていると思います。そういう中であって、さっき永井委員が言っていましたけれども、地元の状況というかそういうものをよく考えながらやる必要もあるんでないかというふうに思います。さらに過去にも北海道別海の方にも海兵隊なんかきて射撃もやっているわけですが、当時は相当反対があったんですけれども、現在は毎年やられていてもそんなに反対がないというようなこともあるわけです。そういうことは抜きにしても、この部分、佐々木委員も言っていましたけれども、沖縄の地元の状況そのものを見ると現在は相当分散して、そしていく必要もあるんでないかというふうなこともあるわけです。そういう観点からいって、これも継続審議というふうな形でもっていってはどうかというふうに思います。

○委員長（坂本偉） ほかにご意見ございますか。

今、中野委員、また杉坂委員の方から慎重にこの請願については対応してほしいという

意見がございましたので、継続ということで開会中の継続ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（坂本偉） それでは、陳情第4号につきましては開会中の継続審議ということにいたします。

それでは次に、陳情第5号「自治体財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情についてを審査いたします。

本陳情について各委員の方々のご意見を伺いたいと思います。

佐々木委員。

○委員（佐々木芳男） 我々財政問題について非常に疎いと言ったら怒られますけれども、疎いところがあるわけですが、いま地方自治体がいかに苦しいかということはもうどなたもご承知のとおりだと思います。

したがって、この財政問題についてはやはりここに書かれてるように、地域自治体が苦しむような三位一体を掲げてきたそのやり方では、やはり到底受け入れることはできない部面が多々あるということからすると、この陳情書に書かれてあることはですね、誠にそのとおりであって、なんとしてでもこれはいい方向に向けていかなければならないなという考えであります。

○委員長（坂本偉） 増田委員。

○委員（増田武夫） 今佐々木委員が申されたとおりだというふうに思います。この下に二つの陳情の趣旨が述べられているんですが、1はそのとおりだと思うんですね。地方交付税の財源保障と財政調整の機能を堅持してほしいと。自治体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すると。これが最大の求めていることで、これはそのとおりだというふうに思いますが。2の表現が、なにか国の三位一体の改革をね、もっと強めて改革を進めてくれというような表現にしかちょっと見えないんですが、これはちょっと表現間違っているんでないかと思うんですが、やはり政府のやっている三位一体の改革で国庫補助なんかもどんどん少なくして税源移譲するというんですが、やはりこういう産業もないような地方の自治体が税源を移譲してもらっても取るべき税源がない状況の中ではね、そういう税源移譲と国庫補助負担金改革をさらに進めてくれと言うんでは、この上の願意と1番と2番と逆のことを主張しているようなふうに思うんですね。ですから、そういう意味では意見書を作る場合には1番の願意を、1番の主張をきちんと取り入れて、2番の表現は変えていかないとちょっと矛盾しているのではないかなという意見なんですよね。だから、自治体財政の充実・強化を求める意見書、これを出すことについてはなんら異存はありませんし、独自にこういうような主張をいれながら、独自に意見書案を作って出すことは積極的にやっていくべきだというふうに思います。

○委員長（坂本偉） 永井委員。

○委員（永井繁樹） 今増田委員から2番についての、この文章の表現からいって受け取れないと、主題の自治体財政の充実と強化を求める意見書とは取れないという意見ですよね。これちょっと皆に聞いてみてください。お一人の意見ですからね。実際にこの文章からそれが受け取れないのだったら問題あるけれども、これはやはり各委員の判断をきちんと聞いた方がいいですよ。

○委員長（坂本偉） 暫時休憩いたします。

（14：37 休憩）

（14：41 再開）

○委員長（坂本偉） 休憩を解いて再開いたします。

ほかにご意見ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坂本偉） それではないようでございますので、質疑はこれで終わらせていただきます。討論ございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（坂本偉） ないようでございますので、直ちに採決をいたします。

それでは、陳情第4号について採決をしたいと思えます。

本陳情について採択することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（坂本偉） 異議ないものと認めます。したがって、本案は採択とすることに決定いたしました。

それでは、2番目のその他についてであります。

所管事務調査の項目決定につきまして、審議をいたします。それでは所管事務調査について今まで所管事務調査をした項目がございます。まだ調査を行っていない項目がございますので、今項目事項を配布いたします。

（資料配布）

それでは以前にやった所管事務調査の項目について、私の方から述べさせていただきます。ウの総合企画及び総合調整に関する事項、エの土地利用及び開発調整に関する事項、オの国土調査及び統計に関する事項、カの財産取得、契約、管理、処分に関する事項、クの学校教育に関する事項、ケの社会教育に関する事項、コの社会体育に関する事項、以上が今まで調査を行っております。

残っているのがア、イ、キ、サ、シでございます。

どなたかご意見をいただきたいと思えます。

堀川委員。

○委員（堀川貴庸） 忠類村との合併も果たしたことですし、新年度もスタートしたということで、アとイをしたらどうかと思うのですが。

○委員長（坂本偉） 今堀川委員の方からアの行政組織及び職員に関する事項、イの一般行政及び税財政に関する事項、二つの所管事務調査の項目が出ましたけれども、これによるのでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（坂本偉） それではアの行政組織及び職員に関する事項、イの一般行政及び税財政に関する事項に決定させていただきます。

それでは、次に先ほど開会中の継続審査となりました陳情第2号及び5号についての、次回の委員会の開催については16日の10時から再開したいと思えますがよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○委員長（坂本偉） それでは異議がないようでございますので、次回の委員会は6月16日午前10時より再開いたします。その他の方で私の方からありませんが、委員の方から何かございますか。

（「ありません」の声あり）

○委員長（坂本偉） それではないようでございますので、本日の委員会を閉会いたします。

（14：45 閉会）